

学習指導要領の改訂にみる小学校社会科の変遷

～これからの小学校社会科の指導方法の改善へ向けて～

初等教育科 高橋 俊二

【要旨】

昭和22年3月発行の「学習指導要領一般編(試案)」において、新しい教科として、「社会科」が誕生した。約10年毎の学習指導要領の改訂の中で、平成の時代の改訂、「平成元年改訂」、「平成10年改訂」、「平成20年改訂」、「平成29年改訂」の学習指導要領の小学校社会科の変遷を時代背景とともに述べる。

また、平成32年度から完全実施される学習指導要領(平成29年告示)の小学校社会科の指導方法を「主体的・対話的で深い学び」の観点から述べる。

I 学習指導要領の改訂の変遷

1 平成元年改訂の学習指導要領

平成元年の改訂では、臨時教育審議会答申の提言する「学校中心の考え方から生涯学習体系への移行」という観点に立って、生涯学習の中での学校教育の在り方が検討された。その結果、「自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図る」ことを学校教育の基本と捉えた。これは後に指導要録の改善と一体となって「新しい学力観」と呼ばれ、学校観、授業観の転換を促すきっかけとなった。

この改訂において、小学校社会科に大きな変化が起こった。小学校低学年の社会科の廃止である。小学校低学年の社会科(週2時間)と理科(週2時間)を廃止し、新しく「生活科」を設置した。小学校社会科の改訂の特色は、新設された生活科との関連と国際化や情報化、産業構造など社会の変化を考慮して内容の改善を図ったことである。小学校社会科は第3学年から始まることとなり、基礎的な知識・理解はも

とより、観察・調査などを通じた社会科としての学び方、能力の育成が重要となった。

本改訂において、社会科の目標に「国際社会に生きる」という表現が挿入された。これによって小学校社会科にも、国際的視野の育成が位置付いたことになる。このことは、公民的概念が従前我が国や社会の市民・国民としての資質として位置付けられていたことに対して、より広い立場から国際社会で信頼される日本人としての資質をも含むものとして、その概念が拡大したことを意味する。

2 平成10年改訂の学習指導要領

豊かな人間性をはぐくむべき時期の教育に、受験競争の過熱化、いじめや不登校の問題、学校外での社会体験の不足などの様々な問題が生じてきた。これらの課題に適切に対応していくことが、教育に求められてきた。また、21世紀に向けて、我が国の社会は、国際化、情報化科学技術の発展、環境問題への関心の高まり、高齢化・少子化等の様々な面で大きく変化してい

くことが見込まれ、これらの変化を踏まえた新しい時代の教育の在り方が問われてきた。

このような背景を下に、これからの学校教育の在り方として、「ゆとり」の中で自ら学び自ら考えるなどの【生きる力】の育成を基本とし、教育内容の厳選と基礎・基本の徹底を図ること、一人一人の個性をいかすための教育を推進すること、豊かな人間性とたくましい体をはぐくむための教育を改善すること、横断的・総合的な指導を推進するため「総合的な学習の時間」を設けること、完全学校週5日制を導入することとなった。

社会科においては、国際社会に主体的に生きる日本人としての資質や能力を広い視野に立った社会認識を通して育成することに特に考慮しなければならなかった。そのためには内容の厳選に努めるとともに、学び方を学ぶ学習の充実を図り、自ら学び、自ら考える力を育成することが重要となった。

本改訂の特色は、日本人としての自覚をもち、国際社会の中で主体的に生きる資質や能力の育成と、地域に密着して、学び方や調べ方を身に付ける学習や問題解決的な学習を重視を具現化するための改善の方向性を示したことである。

また、「各学校が地域の実態を生かすとともに、児童が地域社会や我が国の産業、国土、歴史などに対する理解と愛情を一層深め、興味・関心をもって楽しく学習に取り組めるようにすることを重視する」という観点から「第3学年及び第4学年における、地域に密着した学習の弾力的展開、児童の地域社会への理解の深化のため『第3学年及び第4学年の目標と内容をまとめて示す』」となった。

3 平成20年改訂の学習指導要領（現行）

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われてい

る。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

中央教育審議会は答申において

- ①改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ②「生きる力」という理念の共有
- ③基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の方向性が示された。

小学校社会科の改善として、「生活科の学習を踏まえ、児童の発達段階に応じて、地域社会や我が国の国土、歴史などに対する理解と愛情を深め、社会的な見方や考え方を養い、身に付けた知識、概念や技能などを活用し、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培うことを重視して改善を図る。その際、作業的、体験的な学習や問題解決的な学習をより一層充実させることにより、学習や生活の基盤となる知識・技能を習得させるとともに、それらを活用して観察・調査したり、各種の資料から必要な情報を集めて読み取ったりしたことを的確に記録し、比較・関連付け・総合しながら再構成する学習や考えたことを自分の言葉でまとめ伝え合うことによりお互いの考えを深めていく学習の充実を図る」とある。

各学年の目標の改善については、次のような

視点を一層重視して改善を図っている。

○児童が社会生活や我が国の国土に対する理解と自然災害の防止の重要性についての関心を深めることができるようにすること。

○基礎的・基本的な知識・技能を活用し、学習問題を追究・解決することができるようにするために、各学年の段階に応じて、観察、調査したり、地図や地球儀、統計、年表などの各種の基本的資料を効果的に活用したり、社会的事象の意味や働きなどについて考え、表現したりする力を育てること。

4 平成29年改訂の学習指導要領

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

こうした変化の一つとして、人工知能（AI）の飛躍的な進化を挙げることができる。人工知能が自ら知識を概念的に理解し、思考し始めているとも言われ、雇用の在り方や学校において獲得する知識の意味にも大きな変化をもたらすのではないかと予測も示されている。このことは同時に、人工知能がどれだけ進化し思考できるようになったとしても、その思考の目的を与えたり、目的のよさ・正しさ・美しさを判断したりできるのは人間の最も大きな強みであるということの再認識につながっている。

このような時代において、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な

情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で再構築することができるようにすることが求められている。

(1) 「社会に開かれた教育課程」と「学びの地図」

中央教育審議会答申においては、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の現実を目指すことが求められた。

(2) 「総則の抜本的改善」

このような新しい学習指導要領の考え方を共有するために、「総則」が抜本的に見直されることとなった。平成29年12月に出された中央教育審議会答申では、「総則の抜本的改革」に関して、以下の①～⑥に沿った章立てで組み替えることとした。

- ① 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ② 「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- ③ 「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
- ⑤ 「何が身についたか」（学習評価の充実）
- ⑥ 「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

(3) 改訂の基本方針

① 今回の改訂の基本的な考え方

ア 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子供たちに求められる資質・能力は何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。

② 育成を目指す資質・能力の明確化

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能が習得されるようにすること」「思考力、判断力、表現力等を育成すること」「学びに向かう力、人間性等を涵養すること」の三つの柱で再整理した。

③ 「主体的・対話的で深い学び」の現実に向けた授業改善の推進

単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際、以下の6点に留意して取り組むことの重要性が示された。

ア 児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取り組みは、既に小・中学校を中心に多くの実

践が積み重ねられており、特に義務教育段階はこれまでに地道に取り組み蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。

イ 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。

ウ 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。

エ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。

オ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることこそ、教師の専門性が発揮されることが求められていること。

カ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。

(4) 社会科の目標

小学校社会科の教科目標は、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を養う」という柱書部分と、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」、の三つの柱に沿った資質・能力に関わる具体的な目標で構成されている。

「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す」とは、小学校及び中学校の社会科の共通のねらいであり、小学校及び中学校における社会科の指導を通して、その実現を目指す究極のねらいを示している。

II これからの小学校社会科の指導方法の改善へ向けて

1 「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点での授業改善

前述したように「児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取り組みは、既に小・中学校を中心に多くの実践が積み重ねられており、特に義務教育段階はこれまでに地道に取り組み蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと」とある。「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点での授業改善においては、自分の見方・考え方を他の見方・考え方と交流する中で、自分の見方・考え方を付加したり、修正したりしながら主体的・協働的に問題（課題）を追究し、解決していく「問題（課題）解決的な学習」を展開していくことも重要となる。

問題（課題）解決的な学習の学習過程として、①教材に出合う段階②その教材に対して問題

（課題）をもち、自分の見方・考え方をもち段階③自分の見方・考え方を他と交流させながら付加・修正していく段階④新たな見方・考え方で、新たな事象をみつめる段階等が考えられる。

これから、問題（課題）解決的な授業実践を紹介するが、すべての学習で常に「問題（課題）解決的な学習」を求めるものではない。

2 授業の実際（学習指導案を中心に）

①題 材

一本釣りにかけるAさんの願いをさぐろう（第5学年「日本の水産業」）

②題材目標

関の一本釣り漁にかかるAさんの願いを〈天然物の価値〉〈安定収入〉〈流通経路〉〈労力〉〈伝統漁の保護〉〈水産資源の確保〉等の視点からさぐり、関の伝統的な漁業を守ることの大切さに気づくことができる。

③題材設定の理由

*子どもと教材

魚は日本人にとって不可欠な蛋白資源であるが、子どもたちにとっては、単なる食卓に並ぶ料理にしかすぎない。漁業で生計を立てる漁師に対しては、「朝早くから荒海に出る」等「大変そうではあるが釣りを楽しめる」といった遊漁感覚の釣り人としての立場からの見方も多い。

本題材では、一本釣り漁を営むAさんを取り上げる。一本釣りにこだわる漁師歴52年のAさんは、恵まれた自然環境のもとで資源を大切に一本釣り漁の保護を願っている人物である。日本の水産業では、一度にたくさんの魚を取る網漁が位置づき、観光化する遊漁により水産業が脅かされてきている。これと対極的に存在するのが佐賀関の伝統的な一本釣りである。

手作りの針一本一本に思いを込め、一日わずか、20～30ぴきの関あじ・関さばを釣り

続けるAさんの漁に対する願いを追究していくことから、一本釣りの価値に気づき、沿岸漁業の抱えている問題点にも出合うことが期待できる。

* 追究意欲をかきたてる教師の出番

大変なねうちをもつ関さば（ふつうのさばの14倍程度という価格）の漁について調べることの中に見学学習を位置づけ、Aさんとお出合わせる。一本釣りの工夫・新鮮さを保つ工夫・漁の仕方・漁師の仕事を調べ、まとめさせる。その中で子どもたちは、漁の大変さを実感していくであろう。「楽ではない漁をなぜ続けるのか」「一日にわずか、20ぴきの魚をとるためにどうして一本釣りを」「網で多く取れるのにどうして一本釣りで釣るのか」「命がけの漁をなぜ52年間もやり続けるのか」等の驚きや疑問を抱くと思われる。やり続けるわけとして〈値段が高い〉や〈漁場の確保〉〈資源の確保〉などが出され始めたところで、課題「大変な漁師の仕事をし続けるAさんの思いは何か」を位置づける。〈もうけるため〉〈天然物の価値を広めるため〉〈伝統漁法を守るため〉等に目を向けて考えると思われるので、「魚の価格の安定」や「水揚量減少の推移」を示すグラフや「漁師としての漁場保護の闘いの歴史」等、具体的な資料で考えの筋道を整理する手立てを施す。漁場の保護と伝統の一本釣りがつながっており、Aさん思いに位置づいていることを、「年々減少している水揚量」「天然物の価値」「遊漁や網漁の問題」から考えさせ、《Aさんの佐賀関の伝統的な漁業を守りたいという願い》に迫らせる。また、遊漁の問題をAさんの立場から考えさせ、自分たちの釣りの体験と合わせて、実感的につかませていく。

④ 指導計画

問い1 一本釣りをしているAさんの漁のことを調べよう。

○Aさんの一本釣りの漁の仕方や漁師としての生活の様子を調べる。

○調べた中から、漁の大変さと1日20～30ぴきの取れ高とを話題にし、そんなにたくさん取れるわけでもないのに、なぜ一本釣りにこだわっているのかに目が向けられたら課題を位置づける。

問い2 （課題） 大変な一本釣り漁をし続けるAさんの思いは何か。

○大変な一本釣り漁をし続けるAさんの思いは何かをさぐる。

○〈天然物の関さばを全国に広めたい〉〈関さばを取ってもうけるため〉〈佐賀関の伝統である一本釣りを守りたい〉と解釈してくると思われるので、考えの違いがわかるように板書で整理する。

○各自、自分の考えを資料をもとに語らせる。

○たくさん取ることのよさが話題になり、網や撒き餌を使う是非を考えさせる。

問い3 （問題） もうけを考えることがAさんの思いか。

○1日にわずか20～30ぴきの魚を取るために、命にかかわる危険や大変な労働をするのは「もうけるためか」という視点で考えさせる。

○魚を取ることはお金につながり、漁場の保護だけでは成り立たないという意見が出たら「資源確保の問題」を位置づける。

○伝統の漁は、魚を取りすぎない工夫をしているのに、遊漁は撒き餌をしてたくさんの魚を取り、関の漁場と伝統の漁を脅かしていることから話し合わせる。

問い4 日本の沿岸漁業はこのままでよい
のだろうか。

○佐賀関の一本釣り漁がかかえる問題
を日本の沿岸漁業全体の立場で考
える。

Ⅲ おわりにかえて

今回の学習指導要領の改訂により、教育活動の目標として「児童に『生きる力』育むことをめざす」ことは従前と変わらないが、各教科等の目標が、育てたい資質・能力「知識及び技能の習得」「思考力・判断力・表現力等を育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」で表現されるようになった。これらをもとに、今後とも「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることが重要になってくる。

〈参考文献〉

- 小学校学習指導要領(平成元年告示 文部省)
- 小学校学習指導要領(平成10年告示 文部省)
- 小学校学習指導要領解説 社会編 (平成20年8月 文部科学省)
- 小学校学習指導要領解説 社会編 (平成29年6月 文部科学省)
- 社会科系教科のカリキュラムの改善に関する研究—歴史の変遷(1)— (平成13年3月 国立政策研究所)
- 小学校学習指導要領新旧対照表 (平成29年6月 東京書籍)
- 学習指導案 (平成6年6月 大分大学教育学部附属小学校)